

【点呼簿別紙】

<h1>アルコール検知器(チェッカー)台帳 兼 日常点検記録簿</h1>	会社名： _____
	営業所名： _____

貨物:貨物自動車運送事業輸送安全規則 20条8項
 旅客:旅客自動車運送事業運輸規則 48条6項

方法	アルコール検知器の電源が確実に入ること(毎日確認すべき点検)	
	①	酒気を帯びていない者の呼気が反応しないこと
	②	アルコールを含有した液体を使用し、アルコールを検知すること

月度

台帳	メーカー 機種	管理 番号	機器タイプ	用途	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			(ス) 据置型 (ケ) 携行型 (シ) 車載型 (ハ) ハンディ型	点呼 予備																															
1			ス・ケ・シ・ハ																																
2			ス・ケ・シ・ハ																																
3			ス・ケ・シ・ハ																																
4			ス・ケ・シ・ハ																																
5			ス・ケ・シ・ハ																																
6			ス・ケ・シ・ハ																																
7			ス・ケ・シ・ハ																																
8			ス・ケ・シ・ハ																																
9			ス・ケ・シ・ハ																																
10			ス・ケ・シ・ハ																																
11			ス・ケ・シ・ハ																																
12			ス・ケ・シ・ハ																																
13			ス・ケ・シ・ハ																																
14			ス・ケ・シ・ハ																																
15			ス・ケ・シ・ハ																																
16			ス・ケ・シ・ハ																																
17			ス・ケ・シ・ハ																																
18			ス・ケ・シ・ハ																																
19			ス・ケ・シ・ハ																																
20			ス・ケ・シ・ハ																																

* 点検(有効性保持)が行われていないと、最大 60日車の行政処分の可能性があります。

【点呼記録簿 別紙】

アルコール検知器(チェッカー) 日常点検記録簿

貨物:貨物自動車運送事業輸送安全規則 20条8項

旅客:旅客自動車運送事業運輸規則 48条6項

会社名 :

営業所名 :

		機種名:	装置番号:		
		点検項目			
月		1	2	3	
日	曜日	電源と損傷	動作(アルコール無し)	動作(アルコールあり)	
1	()				
2	()				
3	()				
4	()				
5	()				
6	()				
7	()				
8	()				
9	()				
10	()				
11	()				
12	()				
13	()				
14	()				
15	()				
16	()				
17	()				
18	()				
19	()				
20	()				
21	()				
22	()				
23	()				
24	()				
25	()				
26	()				
27	()				
28	()				
29	()				
30	()				
31	()				

* 点検(有効性保持)が行われていないと、最大 60日車の行政処分の可能性があります。